

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

【新規提案事項】

（個票連番）	（具体的改革項目）
27 - 1	適正な組織体制・人事配置の合理化
27 - 2	特別職等の給与・報酬等の見直し
27 - 3	公共事業（町単独土木事業費）の抑制
27 - 4	投資的経費の削減
27 - 5	行政評価の導入
27 - 6	住民ニーズの把握
27 - 7	行政情報の公表公開
27 - 8	住民参画の推進
27 - 9	住民団体の育成・支援
27 - 10	住民にわかりやすい案内図やサインの設置
27 - 11	申請手続きの改善
27 - 12	課室局の統廃合
27 - 13	グループ制の導入
27 - 14	業務量に応じた適正配分
27 - 15	剣第二・西川第二保育所の民営化の検討
27 - 16	室木小学校と西川小学校の統合についての検討
27 - 17	鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討

集中改革プラン（実施計画）項目一覧表

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号
1 行政経営 の視点に よる危機 を克服で きる安定 した財政 基盤の確 立	1 歳入	1 収納率の向 上	1 税及び使用料・手数料 等の収納率の向上	1 目標収納率の設定	26-1
				2 滞納処分の強化や民事手続の実施	26-2
				3 振替制度の利用促進	23-1
		2 公平、公正 な受益者負 担	1 保育料の改定	1 国基準の90%に改定	26-3
			2 公共施設使用料の改定	1 施設使用料の有料化及び減免規定の見直し	26-4
		3 財源の確保	1 企業誘致の促進と未利 用地の処分	1 企業誘致の促進と未利用地の処分	26-5
	2 歳出	4 各種補助金 の見直し	1 補助金の見直し	1 交付基準に基づく各種補助金の見直し	26-6
		5 人件費の見 直し	1 職員定数の見直し	1 適正な組織体制・人事配置の合理化	27-1
			2 特別職等の給与・報酬 等の見直し	1 特別職等の給与・報酬等の見直し	27-2
		6 公共事業等 の見直し	1 公共事業の見直し	1 公共事業（町単独土木事業費）の抑制	27-3
		7 経常経費、 投資的経費 の見直し	1 扶助費及び報償費の見 直し	1 敬老祝金の支給対象者 の見直し	23-2
			2 投資的経費の削減	1 投資的経費の削減	27-4
		2 透明性の 高い効率 的・効果 的な行政 運営と協 働による 住民自治 の推進	3 行政運営	8 事務事業の 見直し	1 事務処理方法の改善 (効率的な行政運営)
	2 決裁規程の見直し				23-3
	3 事務処理の一元化				23-4
	4 電算システムの活用促進				26-8
9 行政評価の 定着	1 行政評価の導入			1 行政評価の導入	27-5
10 行政サービ スの向上	1 住民ニーズの把握			1 住民ニーズの把握	27-6
4 協働	11 情報の公開 と共有		1 行政情報の公表公開	1 行政情報の公表公開	27-7
	12 住民参画の 推進		1 住民参画の推進	1 住民参画の推進	27-8
	13 住民と行政 との協働		1 住民団体の育成・支援	1 住民団体の育成・支援	27-9

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	
3 地方分権 時代に対応 できる組 織編成と 人材育成 の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織 の編成	1 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	27-10	
				2 申請手続きの改善	27-11	
				3 時間外窓口の設置	26-9	
			2 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合	27-12	
			3 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入	27-13	
			4 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置	26-10	
			15 職員配置の 適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分	27-14
				2 収入役事務の兼掌	26-11	
		2 女性職員の積極的登用		1 女性職員の管理職登用	26-12	
		3 人事管理制度の導入		1 異動希望自己申告制度の導入	23-5	
			2 昇格資格試験制度の導入	26-13		
	16 附属機関の 見直し	1 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	26-14		
6 職員	17 人材育成の 推進	1 人材育成基本方針の策定	1 人材育成基本方針の策定	23-6		
	18 人事交流等 の推進	1 広域的な人事交流・派遣	1 広域的な人事交流・派遣の検討	23-7		
4 民間委託 等を活用 した公共 施設の効 率的・効 果的な管 理・運営 の推進	7 管理	19 施設の改善	1 施設の改修	1 施設改修計画の策定	23-8	
		20 施設管理の 改善	1 施設管理の改善	1 利用申請等の改善	26-15	
	8 運営	21 民間委託等 の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター -	26-16	
				2 文化体育総合施設	26-17	
				3 大谷自然公園	23-9	
				4 鞍手町葬祭場	23-10	
				5 鞍手町衛生センター -	23-11	
		2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討	27-15		
			2 学校給食の民間委託	23-12		
			3 直営（業務委託の見直し）	1 学校用務員委託の廃止	23-13	
22 統合、廃止 及び用途の 見直し	1 施設の統合	1 室木小学校と西川小学校の統合についての検討	27-16			
	2 施設の存続・統合・廃止	1 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討	27-17			

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-1	2.担当専門部会	財政専門部会																																												
		3.担当部署	総務課																																												
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																																													
5.中分類	2	歳出																																													
6.小分類（基本目標）	5	人件費の見直し																																													
7.細分類	1	職員定数の見直し																																													
8.具体的改革項目	1	適正な組織体制・人事配置の合理化																																													
9.実施概要	<p>適正な組織体制を構築するため、業務量調査に基づく職員定員適正化計画を策定することとしているが、当面は、現行の普通会計職員163人を、平成20年4月1日までに145人に削減することを目標とし、課室局の統廃合やグループ制の導入などの人事配置の合理化を図り、平成19年度末までの退職に伴う補充（採用）を抑制することで人件費を削減する。また、職員の削減数が目標に達しない場合に備え、退職勧奨制度について検討を行うこととする。</p> <p>なお、職員適正化計画策定後には、業務量に基づく適正定員などを反映するため、内容を見直すこととする。</p> <p>【前年度退職者（定年退職者＋早期退職者）の次年度不補充による財政的效果】</p> <p style="text-align: center;">初年度平均人件費 × 不補充人数(定年＋早期) × 実施期間 = 不補充による効果額</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平成18年度～21年度</td> <td style="padding: 2px;">3,500千円</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">(2人＋2人)</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">4年</td> <td style="padding: 2px;">＝</td> <td style="padding: 2px;">56,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成19年度～21年度</td> <td style="padding: 2px;">3,500千円</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">(5人＋1人)</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">3年</td> <td style="padding: 2px;">＝</td> <td style="padding: 2px;">63,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成20年度～21年度</td> <td style="padding: 2px;">3,500千円</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">(7人＋1人)</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">2年</td> <td style="padding: 2px;">＝</td> <td style="padding: 2px;">56,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">計</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">175,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">(18人)</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p>課室局の統廃合に伴い、平成18年10月からグループ制を導入し、平成20年4月から完全実施する。平成21、22年度は、平成20年度と同組織とする。</p>							平成18年度～21年度	3,500千円	×	(2人＋2人)	×	4年	＝	56,000千円	平成19年度～21年度	3,500千円	×	(5人＋1人)	×	3年	＝	63,000千円	平成20年度～21年度	3,500千円	×	(7人＋1人)	×	2年	＝	56,000千円				計				175,000千円				(18人)				
平成18年度～21年度	3,500千円	×	(2人＋2人)	×	4年	＝	56,000千円																																								
平成19年度～21年度	3,500千円	×	(5人＋1人)	×	3年	＝	63,000千円																																								
平成20年度～21年度	3,500千円	×	(7人＋1人)	×	2年	＝	56,000千円																																								
			計				175,000千円																																								
			(18人)																																												
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月																																								
						12.到達年月	H22年03月																																								
						13.公表時期	実施期間終了後																																								
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		175,000 千円																																							
						内 訳	A 支出の削減	175,000 千円																																							
	B 収入の増額	千円																																													
	C 支出の増額	千円																																													

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-2		2.担当専門部会	財政専門部会								
			3.担当部署	総務課								
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立										
5.中分類	2	歳出										
6.小分類（基本目標）	5	人件費の見直し										
7.細分類	2	特別職等の給与・報酬等の見直し										
8.具体的改革項目	1	特別職等の給与・報酬等の見直し										
9.実施概要	<p>特別職の給与や報酬は、町長が条例を改定する場合、議会に提出しようとするときにあらかじめ、特別職報酬等審議会に諮問をし、その答申に基づいて改定されているものであるが、この審議会を2年に1回の定期的な開催とし、その時々的人事院勧告や近隣の市町村及び県内の動向を見極めながら改定の必要の有無などを検証する。</p> <p>現在、特別職報酬等審議会で審議が行われていることから、その答申結果によることとする。</p> <p>なお、収入役事務については、助役がその職を兼掌し、収入役を置かないこととするため、それに伴う実施期間の削減目標を42,000千円とする。</p>											
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月					
						12.到達年月	H22年03月					
						13.公表時期	実施期間 終了後					
14.指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後の、収入役事務の兼掌による削減目標額及び特別職報酬等審議会の答申による改定実績により、効果額を算出し評価する。</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		42,000	千円			
						内 訳	A 支出の削減	42,000	千円			
							B 収入の増額			千円		
							C 支出の増額			千円		

常勤特別職等・議会議員の報酬月額

(平成17年7月1日現在)

区分	団体名	人口 (H17.3.31 現在)	常勤特別職等					議会議員			備考
			町長	助役	収入役	教育長	適用年月日	議長	副議長	議員	
近隣町 (鞍手・遠賀郡)	鞍手町	19,547	765,000	654,000	612,000	586,000	H14.4.1	331,000	276,000	260,000	14年度から行財政改革により四役3%の減額
	小竹町	9,730	745,000	627,000		592,000	H15.7.1	314,000	267,000	250,000	町長・助役・教育長10%、期末5%、議長5%、副議長3%、議員2%、期末5%減額 H17.4.1～H18.3.31 平成17年4月から町長が収入役を兼掌
	若宮町	10,055	764,000	634,000	597,000	571,000	H9.4.1	319,000	271,000	255,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1～H18.1.31
	宮田町	21,150	814,000	683,000	640,000	624,000	H9.4.1	334,000	290,000	267,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1～H18.1.31
	芦屋町	16,467	783,000	640,000	599,000	599,000	H5.4.1	345,000	318,000	298,000	町長5%、助役、収入役及び教育長4%減額H17.4.1～H19.3.31
	遠賀町	19,547	775,000	627,000	590,000	590,000	H17.7.1	346,000	291,000	272,000	報酬審議会の答申により平成17年7月1日から2.5%の減額
	水巻町	31,277	824,000	669,000	623,000	623,000	H15.7.1	361,000	320,000	300,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1～H18.3.31
	岡垣町	31,693	779,000	629,000		589,000	H17.7.1	337,000	298,000	278,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
以上8町平均(イ)			781,125	645,375	610,167	596,750		335,875	291,375	272,500	
一〇〇〇人以上 (二〇〇)	赤池町	10,041	741,000	605,000	567,000	551,000	H17.7.1	300,000	262,000	243,000	
	嘉穂町	10,068	735,000	598,000	569,000	557,000	H8.7.1	287,000	244,000	227,000	
	朝倉町	10,103	751,500	612,500		558,600	H15.7.1	309,000	254,000	235,000	平成17年7月から助役が収入役を兼掌
	庄内町	10,480	730,000	597,000	568,000	561,000	H5.12.1	286,000	253,000	235,000	町長709,000、助役584,000、収入役560,000、教育長556,000 H10.4.1～当分の間
	糸田町	10,568	635,000	535,000		511,000	H17.4.1	273,000	238,000	221,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
	筑穂町	11,294	763,000	625,000	587,000	572,000	H11.4.1	298,000	257,000	241,000	
	椎田町	12,109	746,000	597,000	560,000	520,000	H16.4.1	302,000	258,000	244,000	町長・助役・収入役・教育長5%減額改定 H16.4.1～
	立花町	12,279	807,000	643,000		595,000	H15.1.1	309,000	246,000	238,000	町長10%、助役5%、教育長5%減額 H15.1.1～H18.4.23 平成16 年4月から助役が収入役を兼掌
	添田町	12,575	896,000	679,000	634,000	610,000	H11.4.1	320,000	283,000	261,000	
	香春町	13,235	720,000	575,000	538,000	516,000	H7.6.1	280,000	240,000	226,000	
	二丈町	13,699	730,000	607,000	569,000	560,000	H17.4.1	330,000	282,000	265,000	

個票27-2 資料

〇〇人未満	黒木町	14,189	807,000	643,000		595,000	H17.4.1	324,000	258,000	250,000	町長10%、助役5%、教育長5%減額 H17.4.1～H18.3.31
	大木町	14,416	785,000	628,000	587,000	587,000	H8.1.1	307,000	250,000	233,000	町長10%、助役7%、収入役3%、教育長3%減額 H17.4～H19.1
	高田町	14,708	800,000	629,000		587,000	H17.4.1	325,000	271,000	254,000	町長15%、助役10%、教育長5% H17.4.1～H20.9.30、議長・副議長・議員10%減額 H17.4.1～H19.4.30 収入役欠員助役が職務代理
	桂川町	14,977	707,000	584,000	545,000	541,000	H16.4.1	303,000	263,000	245,000	町長350,000、助役330,000、収入役320,000、教育長320,000、議長278,000、副議長242,000、議員225,000 H17.4.1～H18.3.31
	大刀洗町	15,592	741,000	593,000		550,000	H17.4.1	290,000	244,000	228,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
	志摩町	17,684	735,000	609,000		569,000	H17.4.1	333,000	285,000	266,000	特別職報酬審議会開催予定
	稲築町	19,643	750,000	613,000	575,000	565,000	H17.1.1	312,000	271,000	252,000	
	広川町	19,821	807,000	643,000	595,000	595,000	H11.4.1	324,000	258,000	250,000	町長10%、助役・収入役・教育長5%減額 H16.4.1～H18.3.31 平成13年より減額措置
以上19団体平均(口)		757,184	611,342	574,500	563,189			305,895	258,789	242,842	
以上(イ)、(口)の平均		764,278	621,426	586,389	573,133			314,778	268,444	251,630	
人口2万人未満の町の平均		760,450	616,467	619,844	569,231			311,574	264,674	248,389	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-3		2.担当専門部会	財政専門部会																										
			3.担当部署	企画財政課・建設課																										
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																												
5.中分類	2	歳出																												
6.小分類（基本目標）	6	公共事業等の見直し																												
7.細分類	1	公共事業の見直し																												
8.具体的改革項目	1	公共事業(町単独土木事業費)の抑制																												
9.実施概要	<p>町単独土木事業における新規事業の実施を見送り、事業費の削減を図るものとする。ただし、災害分及び緊急を要する事業に限り実施する。また、継続分については実施を原則とするが、実施時期については先送りも考慮するものとする。</p> <p>なお、受益者に工事費の一部を負担させることについては、他町の状況を調査し、導入について検討する。</p> <p>財政シュミレーションによる平成18年度から平成21年度までの、4年間の町単独土木事業費922,184千円から、実施予定事業費311,240千円を差し引きし、610,944千円を削減目標とする。</p>																													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">町単独土木事業費</th> <th style="text-align: center;">財政シュミレーション</th> <th style="text-align: center;">実施予定事業費</th> <th style="text-align: center;">差引削減目標額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: right;">247,046千円</td> <td style="text-align: right;">83,185千円</td> <td style="text-align: right;">163,861千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: right;">263,046千円</td> <td style="text-align: right;">94,885千円</td> <td style="text-align: right;">168,161千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">212,046千円</td> <td style="text-align: right;">53,085千円</td> <td style="text-align: right;">158,961千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">200,046千円</td> <td style="text-align: right;">80,085千円</td> <td style="text-align: right;">119,961千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">922,184千円</td> <td style="text-align: right;">311,240千円</td> <td style="text-align: right;">610,944千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">922,184千円 - 311,240千円 = 610,944千円(削減目標額)</p>							町単独土木事業費	財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額	平成18年度	247,046千円	83,185千円	163,861千円	平成19年度	263,046千円	94,885千円	168,161千円	平成20年度	212,046千円	53,085千円	158,961千円	平成21年度	200,046千円	80,085千円	119,961千円	計	922,184千円	311,240千円
町単独土木事業費	財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額																											
平成18年度	247,046千円	83,185千円	163,861千円																											
平成19年度	263,046千円	94,885千円	168,161千円																											
平成20年度	212,046千円	53,085千円	158,961千円																											
平成21年度	200,046千円	80,085千円	119,961千円																											
計	922,184千円	311,240千円	610,944千円																											
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月																							
						12.到達年月	H22年03月																							
						13.公表時期	実施期間終了後																							
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		610,944 千円																						
						内 訳	A 支出の削減	610,944 千円																						
	B 収入の増額	千円																												
	C 支出の増額	千円																												

町単独土木事業 各年度事業費

(単位:千円)

		18年度事業費	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	18年度から21年 までの事業費合計
財政シュミレーションによる投資的経費の 額(町単独土木事業費分)		247,046	263,046	212,046	200,046	922,184
町 単 独 事 業 費	道 路 橋 梁 費	50,671	65,671	23,871	50,871	191,084
	道 路 新 設 改 良 費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
	治 水 堤 防 費	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
	用 排 水 路 費	18,514	15,214	15,214	15,214	64,156
	計	83,185	94,885	53,085	80,085	311,240
削減目標額		163,861	168,161	158,961	119,961	610,944

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-4		2.担当専門部会	財政専門部会																											
			3.担当部署	企画財政課・総務課・建設課・産業課・まちづくり対策課・福祉課・学校教育課																											
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																													
5.中分類	2	歳出																													
6.小分類（基本目標）	7	経常経費、投資的経費の見直し																													
7.細分類	2	投資的経費の削減																													
8.具体的改革項目	1	投資的経費の削減																													
9.実施概要	<p>平成18年度から平成21年度までの、4年間の財政シュミレーションによる投資的経費のうち、町単独事業が主な土木費を除く349,990千円から、実施予定事業費248,520千円を差引いた101,470千円を削減目標とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">財政シュミレーション</th> <th style="width: 25%;">実施予定事業費</th> <th style="width: 35%;">差引削減目標額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: right;">291,790千円</td> <td style="text-align: right;">215,520千円</td> <td style="text-align: right;">76,270千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: right;">36,200千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">25,200千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">349,990千円</td> <td style="text-align: right;">248,520千円</td> <td style="text-align: right;">101,470千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">349,990千円 - 248,520千円 = 101,470千円(削減目標額)</p>								財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額	平成18年度	291,790千円	215,520千円	76,270千円	平成19年度	36,200千円	11,000千円	25,200千円	平成20年度	11,000千円	11,000千円	0千円	平成21年度	11,000千円	11,000千円	0千円	計	349,990千円	248,520千円	101,470千円
		財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額																											
平成18年度	291,790千円	215,520千円	76,270千円																												
平成19年度	36,200千円	11,000千円	25,200千円																												
平成20年度	11,000千円	11,000千円	0千円																												
平成21年度	11,000千円	11,000千円	0千円																												
計	349,990千円	248,520千円	101,470千円																												
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月																								
						12.到達年月	H22年03月																								
						13.公表時期	実施期間 終了後																								
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		101,470 千円																							
						内 訳	A 支出の削減	101,470 千円																							
							B 収入の増額	千円																							
C 支出の増額	千円																														

主要事業実施計画総括 年度別集計表

単位:千円

年 度	18年度事業費	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	計
財政シュミレーションによる 投資的経費(土木費を除く)	291,790	36,200	11,000	11,000	349,990
実施 予定 主要 事業	労働費	177,000	0	0	177,000
	消防費	11,000	11,000	11,000	44,000
	小学校費	27,520	0	0	27,520
	計	215,520	11,000	11,000	248,520
削減目標額(土木費を除く)	76,270	25,200	0	0	101,470

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	27-5	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	9	行政評価の定着						
7. 細分類	1	行政評価の導入						
8. 具体的改革項目	1	行政評価の導入						
9. 実施概要	<p>行政運営において、限られた財源で効率的・効果的に、且つ質の高い行政サービスの実現を目指し、「どれだけの効果があったか」などをチェックするために、行政評価の導入を図る。</p> <p>行政評価は、事務事業の目的に応じた評価手法があり、行財政改革の具体的改革項目の指標を設定して達成度を評価するのほひとつの手法であり、施策効果の事後チェックや事務事業の投入コストと有効性、進捗状況・成果・効率などを調査・分析・評価し、この評価結果を基に、次の計画、企画等に、また事業の縮減、廃止等に反映させるなど、行政の現状を認識し行政課題を見出す手段となる。さらには、職員の意識改革や組織改革にもつなげるという活動に他ならない。</p> <p>そこで、行政評価の導入にあたっては、施策・事務事業等の導入する範囲、その場合の手法などを検討するとともに、地方公共団体のチェック機能を果たすものとして、予算、その執行状況、決算といった段階における、審議、監査機関としての議会、監査委員それぞれの位置付けについても整合性を図る必要がある。</p> <p>よって、行政評価の導入の是非を含め、平成18年度を検討期間として定め、先進地事例調査、研究及び資料の収集、導入計画（案）などの検討を行う。また、行財政改革に係る具体的改革項目の評価を、職員の試行・実践として捉え、職員が評価の目的を理解・認識するためのステップとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度終了後	
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 導入の是非について</p> <p>2. 導入する場合の手法について</p> <p>3. 導入する場合の時期や範囲について</p>					15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

参考例

事務事業評価シート（行財政改革一般用）

1. 概要

事務事業の名称		会計区分	担当部署
給与費支払い事務		一般会計	総務課人事係
		特別会計	評価表審査責任者
		企業会計	行財政改革推進室 諸富
上位	主たる上位計画	第4次行財政改革大綱	
施策	従たる計画	第4次行財政改革集中改革プラン実施計画に基づく事務事業の見直し	
開始年月	H.18.4		
到達年月	H.19.3		
目的	事務処理方法の改善		
事業内容 (実施内容)	各課共通の事務項目である給与費支払い事務を、総務課人事係に一元化する。		
成果	各課共通の事務項目である給与費支払い事務を、総務課人事係に一元化し、一括処理することで各課局の係における事務処理、決裁に要する時間の短縮と省力化が図れた。		
評価	十分な成果が上がっている		成果は上がっているが十分ではない
	成果が上がっていない		
[理由] 給与支払い事務を一元化したことにより、各課局担当(総務課、企業会計を除く)の支出負担行為兼支出命令書の作成および上司の決裁が不要となり事務の簡素化が図れた。			
検証	終了・廃止		
	事業の目的が達成された 一定の成果はあった 成果が見込まれない その他(
継続			
[事業の必要性等の説明] 事務改善の目的達成の検証結果を踏まえ、今後も事務の簡素化を推進するため継続していく必要がある。			
事業の見直し	[事務事業の見直し内容、改善のポイントの説明] 給与支払い事務一元化の検証結果を踏まえ、更に一元化が可能な事務項目の抽出、調整を行い事務の簡素化を推進する。		
目標	[再評価の時期]	平成	年 月

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-6		2.担当専門部会	行政運営専門部会				
			3.担当部署	全庁				
4.大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5.中分類	3	行政運営						
6.小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上						
7.細分類	1	住民ニーズの把握						
8.具体的改革項目	1	住民ニーズの把握						
9.実施概要	<p>行財政改革において、少子・高齢化が進む現代社会で、複雑・多様化する行政需要に対応するため、サービスを低下させることなく、従来にも増して質の高い行政サービスを提供する必要がある。</p> <p>そのためには、「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の確保・遂行を図りながら、住民ニーズの把握に努め、行政サービスの質・量の改善を推進することにより、サービスをより効率的・効果的に提供し、また、職員一人ひとりが従来の価値観・発想から脱却し、住民の視点に立ち、事務事業の改善などに取り組む必要がある。</p> <p>以上のことを踏まえ、行政情報の積極的な公表・公開により、行政運営の透明性の確保・遂行、住民参画の推進により、住民志向による行政サービスを提供できるよう、また、現在実施している「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も活用しながら住民ニーズの把握に努めることとする。</p> <p>よって、住民ニーズの把握は、行政運営に係る具体的方策の実施項目となる行政情報の公表公開、透明性の確保、説明責任の確保・遂行、住民参画推進、事務事業の改善などと連動することから、平成18年度に検討を行うこととする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度 終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1.住民ニーズの把握に関する、取り組み状況について</p>				15.財政的效果 (再掲) A+B-C		0	千円
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-7		2.担当専門部会	行政運営専門部会			
			3.担当部署	全庁			
4.大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5.中分類	4	協働					
6.小分類（基本目標）	11	情報の公開と共有					
7.細分類	1	行政情報の公表公開					
8.具体的改革項目	1	行政情報の公表公開					
9.実施概要	<p>公共サービスを提供している地方自治体にとって、住民はサービスの受益者であり、その受益者である住民の満足度向上には「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の要件を満たすことが重要であり、行政情報の共有による行政運営の透明性の確保を図り、相互信頼の醸成を図っていく必要がある。</p> <p>よって、行政情報の公表公開の検討を、個人情報の保護に留意するなど慎重に対応していく必要があるため、平成18年度に検討を行うこととする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H19年03月
						13.公表時期	平成18年度 終了後
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1．取組方針について</p> <p>2．公表公開の手法について</p> <p>3．公表公開する分野・範囲・時期について</p>				15.財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-8		2.担当専門部会	行政運営専門部会				
			3.担当部署	全庁				
4.大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5.中分類	4	協働						
6.小分類（基本目標）	12	住民参画の推進						
7.細分類	1	住民参画の推進						
8.具体的改革項目	1	住民参画の推進						
9.実施概要	<p>住民参画を推進するうえで、住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことが必要となる。</p> <p>現在、施策、事務事業を進める中で、フォーラム方式、公聴会、地元への事業説明会などを行ってきたところであるが、さらに、住民意見の反映を図る機会の創出が必要である。</p> <p>そこで、まちづくりにおけるハード・ソフト事業の遂行にあたり、それぞれの事業の特性による住民参画可能な施策、事業などの分野、構想、計画、実施などの段階における住民参画のあり方について総体的に検討する必要がある。</p> <p>よって、平成18年度を検討期間として定め、アンケート方式、ヒアリング方式、シンポジウム方式、ワークショップ方式などの手法を活用するための、基本方向・方針について検討を行うこととする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1．基本方向、方針について</p> <p>2．住民参画の手法について</p> <p>3．住民参画の範囲・段階・時期について</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-9		2.担当専門部会	行政運営専門部会				
			3.担当部署	全庁				
4.大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5.中分類	4	協働						
6.小分類（基本目標）	13	住民と行政との協働						
7.細分類	1	住民団体の育成・支援						
8.具体的改革項目	1	住民団体の育成・支援						
9.実施概要	<p>「住民と行政の協働」を住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することと定義し、例として、地震、水害など大規模な災害が起きた際に、行政、住民、ボランティア、企業等が、協働で防災活動を行う危機管理システムの組織化など多様な手法があり、鞍手町としての協働のあり方、方向性を確立していく必要がある。</p> <p>そこで、協働を進める過程において、住民団体、ボランティア、企業、NPO法人等の育成・支援など、協働による取り組みを始める前に、予め行っておくべき課題等の整理が必要であり、その準備段階として、行政内部の体制整備、職員の人材育成、協働の可否判断、現状の組織体制のあり方、適切な手法の導入などの課題整理のため、行政において協働に係る調査・研究を行う必要がある。また、協働による事業を適切・効果的に推進するため、行政情報の公表公開、政策立案過程等における住民参画の推進を図りながら、協働に対する住民等との意思疎通や共通理解を促すために、行政が積極的に情報発信を行い、職員の意識改革、協働推進の土壌形成・情報の共有化等の方向性を示し、「住民と行政との協働」の適切な導入・実施を段階的に促進していくこととする。</p> <p>よって、「住民と行政との協働」の手法・実施時期等の検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1.手法等の方針について</p> <p>2.実施時期について</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

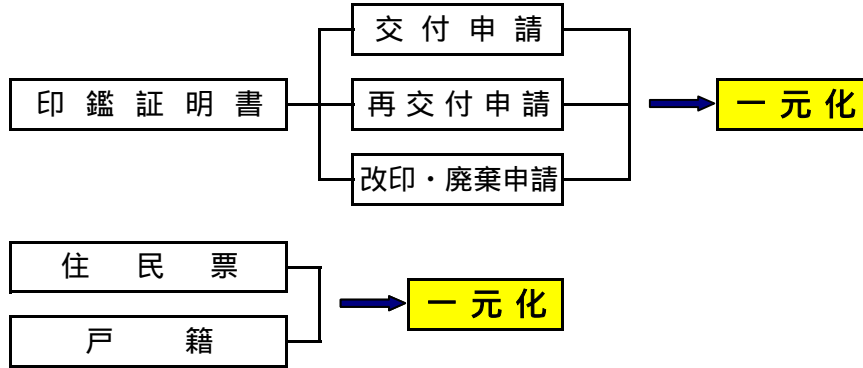
1.連番	27-10		2.担当専門部会		組織機構専門部会			
			3.担当部署		総務課			
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	1	住民の窓口サービス向上の推進						
8.具体的改革項目	1	住民にわかりやすい案内図やサインの設置						
9.実施概要	<p>第3次改革の検証において、窓口サービス向上（総合窓口の設置）については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。</p> <p>そのため、当面は、課室局の配置図、手続き案内図やサインのあり方を見直し設置するとともに、職員による丁寧な案内にも努めるものとする。</p> <p>案内図やサインの設置にあたっては、平成17年度中に来庁者に対して聞き取り調査を行い、現状の案内図やサイン等に関する意見を取りまとめ参考にし、さらに、設置後の状況に応じて改善を重ねるものとする。</p> <p>また、各課室局の配置図と業務内容については、広報やホームページに掲載し、住民のサービス向上を図る。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0	千円
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

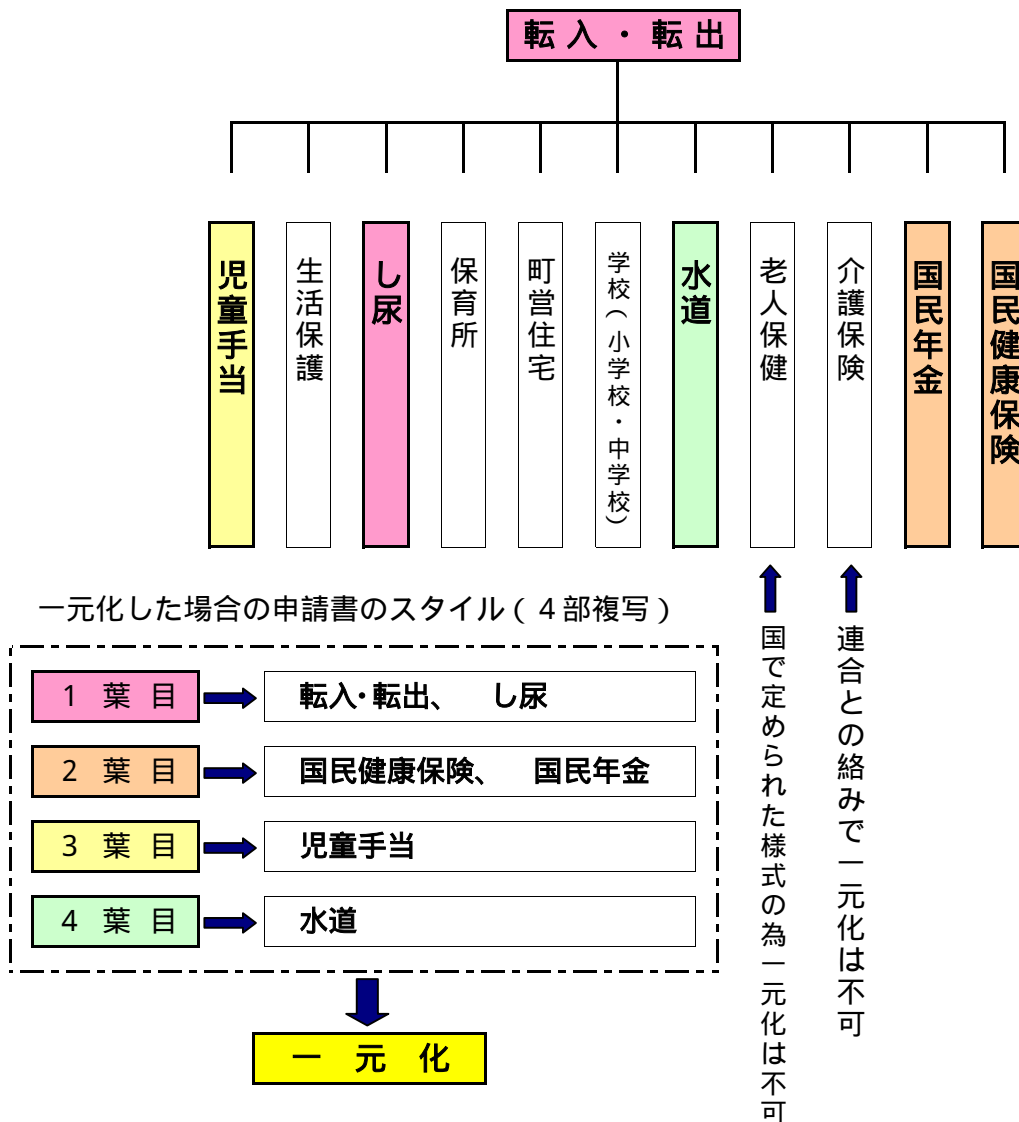
1.連番	27-11		2.担当専門部会	組織機構専門部会					
			3.担当部署	住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5.中分類	5	組織機構							
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成							
7.細分類	1	住民の窓口サービス向上の推進							
8.具体的改革項目	2	申請手続きの改善							
9.実施概要	<p>窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。</p> <p>そのため、当面は、申請手続きの簡素化など住民の利便性を図るため、平成17年度中に様式の検討を行い、平成18年度から窓口申請書の一元化を実施する。</p> <p>なお、一元化できない申請様式については、可能なものはホームページに掲載し、手軽に入手できるよう改善する。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月		
						12.到達年月	H22年03月		
						13.公表時期	実施期間 終了後		
14.指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
							C 支出の増額	千円	

申請手続き等の改善（案）

住民課関係の申請書の一元化（案）



転入・転出に係る多課にまたがる申請手続きの一元化（案）



第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

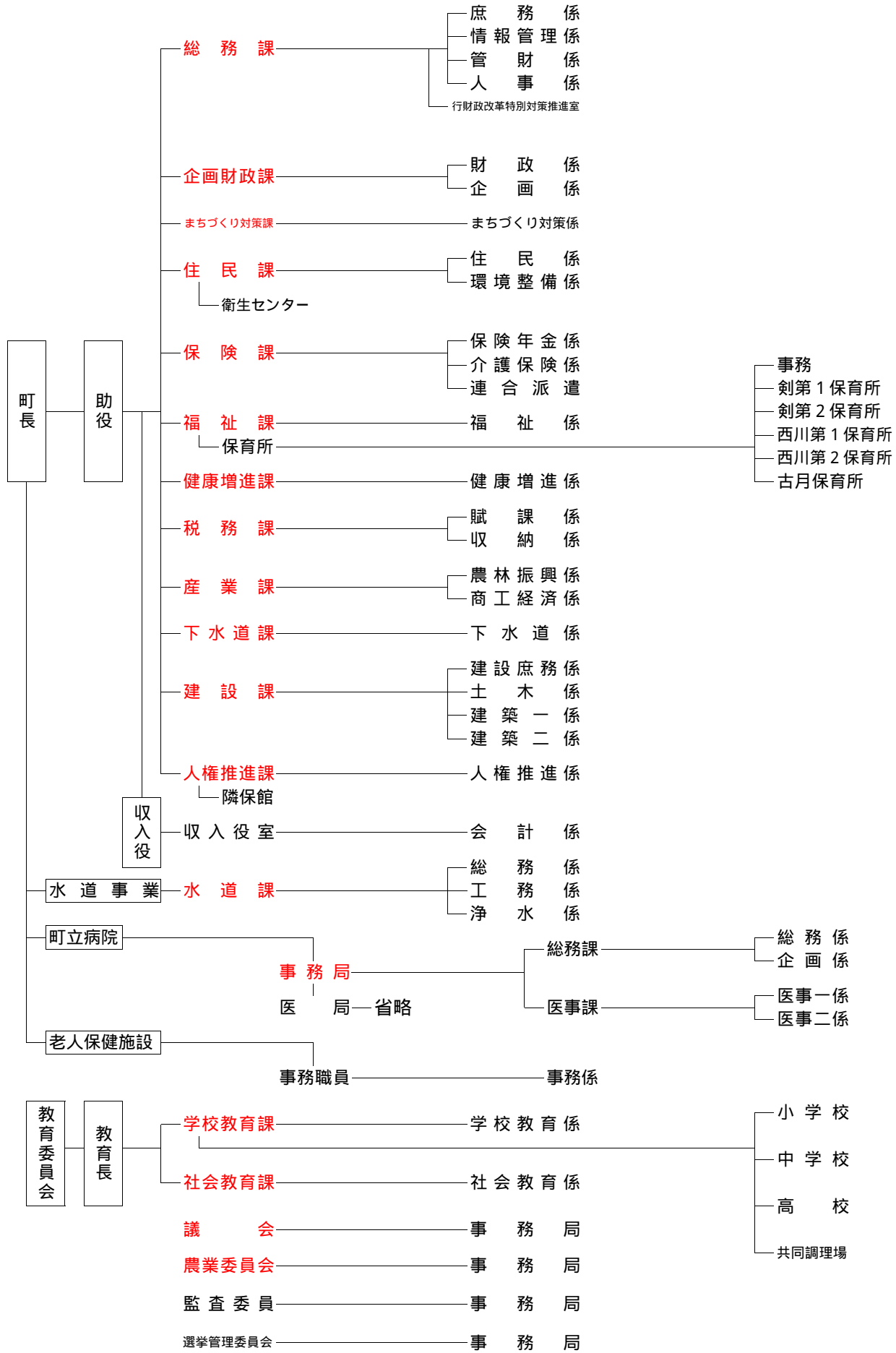
1.連番	27-12		2.担当専門部会		組織機構専門部会		
			3.担当部署		総務課		
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5.中分類	5	組織機構					
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成					
7.細分類	2	組織・機構の改革					
8.具体的改革項目	1	課室局の統廃合					
9.実施概要	<p>課室局の統廃合について、今後多様化する住民ニーズや行政課題に迅速且つ効率的に対応できる組織とするため、今後の定年退職者及び早期退職等を含めた職員定数適正化計画及び施設の統廃合との整合性を図りながら、適正な人員配置を図る。</p> <p>現在の町長部局12課を、平成18年4月から、課の統廃合及び新設、またグループ制の導入などの手法を取り入れ、平成20年4月には8課に再編する。</p> <p>また、第3次行政改革大綱において計画し未実施となっていた、「産業課長を農業委員会事務局長兼務」とする課の再編を、平成18年度に実施する。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H20年04月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、町長部局12課から8課へという削減目標への到達率により、評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

課室局の統廃合

年度	統廃合の内容
<p>平成17年4月1日 現在</p>	<p>町長事務部局 1 3 課室 2 4 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 農業委員会事務局 監査事務局 選挙管理委員会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業 老健事業</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業課長が農業委員会局長を兼務 ・ 総務課と人権推進課を統合し、総務人権課 ・ 収入役事務の助役兼掌に伴い、収入役室会計係を総務人権課会計班 ・ 学校教育課と社会教育課を教育委員会事務局に統合 ・ 特別収納対策課の新設 ・ 建設課とまちづくり対策課を統合し、都市建設課 ・ 産業課を産業経済課とし、事務分担の見直し ・ 上下水道事業として、水道課と下水道課を統合し、上下水道課 ・ 保育所 2 所及び学校給食共同調理場の民営化 ・ 病院給食室完全民営化に伴い病院調理師を保育所調理師へ異動 ・ 住民課と保険課を統合し、住民生活課 ・ 福祉課と健康増進課を統合し、福祉健康課
<p>平成20年4月1日 現在</p>	<p>町長事務部局 8 課室 1 2 班 教育委員会 1 局 2 班 議会事務局 農業委員会事務局 監査事務局 選挙管理委員会事務局 上下水道事業 1 課 2 班 病院事業 老健事業</p>
<p>平成21年度以降</p>	<p>前年度と同組織</p>

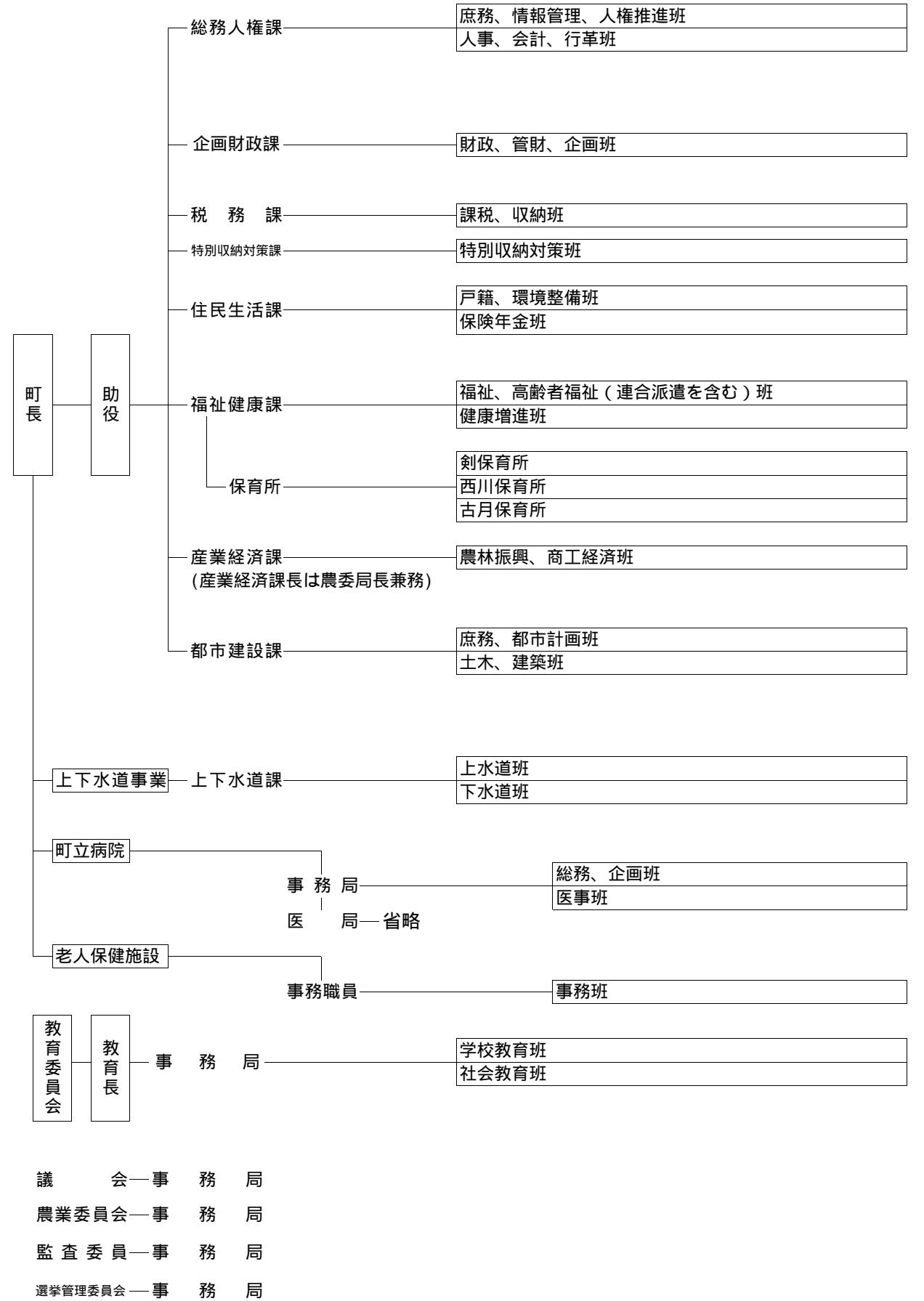
鞍手町行政機構図

平成17年4月1日現在



鞍手町行政機構図(グループ制導入)

平成20年4月1日現在



組織機構改革案(計画実施3年目)

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-13		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	3	組織の運営方法の見直し						
8.具体的改革項目	1	グループ制の導入						
9.実施概要	<p>従来の縦割りでなく、横断的に従事できるようにすることで人員の削減につながり、また、組織のフラット化により意思決定が係制に比べ迅速であるということから、近年グループ制を検討している団体がある。</p> <p>本町においても、その効果や実行性について平成17年10月から検討を行い、平成18年10月から導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後、グループ制の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。</p> <p>また、グループ制導入による人員削減について、その実施状況により、評価する。</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

グループ制の手引き

岐阜県多治見市

1 導入の背景

最近の行政需要は極めて多様化しており、内容も全体として複雑高度なものとなっております。これらの行政需要は、タテ割りの組織にまたがって発生するものであり、しかも効果的な解決には広い視野にたったの協調や連帯の機能が重要となっております。今後、市民の期待に応えうる行政を実施するため、柔軟性のある組織を築いていかなければなりません。

当市の組織は、部 - 課 - 係で事務処理の単位を階層的に定め、各々の所掌事務を明確に規定しております。この組織の長所として、指揮命令系統がはっきりしている、責任・権限が明確である、職務の一貫性が保ちやすい等があげられます。その反面、短所として組織が固定化し、課や係の間に仕切りができてセクト意識が強くはたらいっております。その結果、課や係間相互の連絡調整並びに仕事のムラや繁閑の差の調整がうまくとれなかったり、係の壁があるため有効な人材の活用ができなかったり、課や係間の仕事の間で重複やすきまが生じ効率的に処理できない場合が発生しております。

このような問題を解決するためには、組織の動態化が必要となります。部 - 課 - 係の現行組織を再編成して階層を少なくし組織の単位を拡大し、フラットな組織に組替えることが考えられます。

2 組織体系の見直し

係間事務事業の格差、繁閑期職員配置の硬直性等、これまでの係制が抱える課題を解消し、組織の動態化と職員の協働性の確保を目的に、平成10年10月1日から係制を廃止し、グループ制を導入することを行政改革推進本部会議において決定されました。

このため、事務事業を執行する組織の基礎単位は、係から課へと拡大し、課の中で機能的及び合理的な事務事業を遂行するためのグループを編成、活用していくこととなります。課を組織の基礎単位としたのは、政策課題別の事務事業のくくり、情報の共有範囲、OJT、勤務評定、ファイリングシステム、情報公開制度等の組織運営上から見たものです。

3 グループ制のメリット

グループ制ではどういったメリットが想定され、導入が決定されたかを整理してみます。

- (1) 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と繁閑が調整され、職員の流動化が図られます。

今までそれぞれ2人と3人の2つの係があったものを1グループにして事務配分の調整を行い、5人のところを4人にできるようなことも想定されます。又、係間での事務量の格差も今より少なくなると思われます。

- (2) 係間の壁が取払われ、複数の職員での協業体制が取れるようになります。

集団型の組織になるため従来あった係間の壁が取払われ、グループ員の協働が進み、グループ内での職務補完が生まれます。

1人で頭を悩ませながら考えていたことが、複数の職員で協業及び企画することにより、良いアイデアが出やすくなるでしょう。

- (3) 意思決定の迅速化が図られます。

課長補佐職を実務担当者に組み込むことになるので、係長 - 課長補佐 - 課長という意思決定がグループリーダー - 課長の2階層となり、意思決定階層のフラット化及び意思決定時間の短縮が図られます。

- (4) グループ制は、課長のリーダーシップの発揮が強く求められるシステムです。

どのようなグループ(内容、職員数等)を構成するかは課長にゆだねられた権限となるため、課長のリーダーシップの発揮を強く求められるシステムとなります。課長は事務事業の問題点の把握や解決について自ら考え事務事業執行体制の確立(組織作り)に積極的に努めなければならなくなります。

いいかえれば、課長がリーダーシップを発揮することによって組織全体の活力を高めるだけでなく、視野の広い行政が推進されることとなります。

4 グループ制の概要

係制が係毎に定められた事務分掌に基づき、市長辞令を受けた係長が係員に指揮監督して仕事を進めていくタテ割型の体制であるのに対し、グループ制は、課全体の事務分掌を個別の事務事業に整理、分類するとともに、職員を配置したグループを編成することにより、仕事を進めていくというヨコ型の体制です。

グループ制の概要は、次のようになります。

(1) 事務分掌を課単位にします。(P4、図参照)

行政組織規則等の改正を行い、事務分掌を課単位とします。

(2) グループ編成は、課長の権限・裁量で行います。

グループは各課等が分掌する事務事業の各々の関連性、事務量、重要度、緊急度等を課長が的確に判断し、いくつかの事務事業を担当するグループを課の中に作ります。課の中で事務事業のまとめごとによりいくつかのプロジェクトチームを作ったような形態になります。又、同時に事務事業の必要性を検討し、スクラップ事業の洗い出しを行います。

グループ編成は、原則1年とし、毎年4月1日に各課で作成する年間の事務事業執行計画に基づき決定しますが、その事務事業の繁閑、特定の課題、職員の能力等を調整し、グループ編成を柔軟に変更することができます。ただし、指揮命令系統が頻繁に変わることに対する職員の混乱が生じることのないよう注意が必要です。

このグループの編成は、課長の権限・裁量によって行われ、グループが担当する事務事業を規則等では定めません。

(3) グループ員の配置は、課長の権限・裁量で行います。(P5、図参照)

係制では、5級及び6級職員には個別の補職名を示した辞令が出され、行政組織規則等で担当する事務事業が決められております。又、4級以下の職員は、課への配置辞令のみで、課長が各人に対してどの係の事務事業を担当するかを決めます。

グループ制では、5級及び6級職員についても係制の4級以下の職員と同様、課への配置辞令のみとなり、(2)で作ったグループに6級以下の職員を課長が配置します。これにより、現在の課長補佐職も実務担当者に組み込まれます。グループの細分化を防ぐため、グループ員数は原則5名以上とします。

(4) グループリーダーの決定は、課長の権限・裁量で行います。

グループが担当する事務事業の重要度、難易度、対外的責任、人間関係等を考慮し、最適な職員をグループリーダーとして課長が選任します。グループは、4級以下の職員で編成されることも想定されますので、グループリーダーは、4級以下の職員が選任されることもありえます。

なお、選任後グループリーダーとしての辞令は出しません。

(5) グループの名称は、簡単でわかりやすく。

グループの名称は、事務事業の内容を考慮し、簡単で理解しやすいものにし、名刺等にこの名称を使用します。

5 職務・役割

(1) 課長

課の所掌する事務について理解を深め、強いリーダーシップを発揮し課員を指揮します。

課内の職員間のコミュニケーションを活発化するとともに、職員の能力開発に努めます。

課員が十分な力を発揮できるよう、環境を整えます。

(2) リーダー

グループ内の調整役として所掌する事務事業の進行管理を適切に実施し、グループ内での協働体制、職務補完を図ります。

グループ内のコミュニケーションの活性化に努め情報の共有を図るとともに、課長とグループ員の調整に努めます。

6 グループ制の運用

(1) グループ編成及びグループリーダーの協議

グループ編成及びグループリーダーの把握並びにグループの細分化に歯止めをかけるために、人事異動発令後グループ編成及びグループリーダーについて市長に報告し（平成10年度は、年度途中からの実施のため、7月初旬を予定しております。）協議後、確認の通知を出します。

年度途中での軽微なグループ編成の変更についての報告は、必要ありません。

(2) 専決

専決規則上、グループリーダーは、今までの係長が持つ専決権限を有することになります。4級以下の職員がグループリーダーになった場合でも同様です。

決裁順序は、担当者 グループリーダー 課長 部長...となります。

7 職制の改正

(1) 職制の改正

職務の級	改正前の補職名	改正後の補職名
8	改 正	な し
7	改 正	な し
6	課長補佐、主任主査	副主幹
5	係長	総括主査
4	改 正	な し
3	改 正	な し
2	改 正	な し
1	改 正	な し

フラットな組織に組替えるために6級職員も実務担当者にとり込み、6級の補職名を「副主幹」に改め、これまでの課長補佐という職務を担っていた課長補佐及び指定の事務を担う主任主査を廃止します。（現制度運用を見ても、ほとんどの6級職員は係長を兼務しています。）課長を補佐する職務は、特定のグループに位置づけるとグループ間に上下関係が生じるため、職務内容に応じて補佐するグループを変えます。課長補佐職を廃止することにより、意思決定の迅速化を図ります。

グループ制を導入することにより、5級の補職名を「係長」から「総括主査」に改めます。

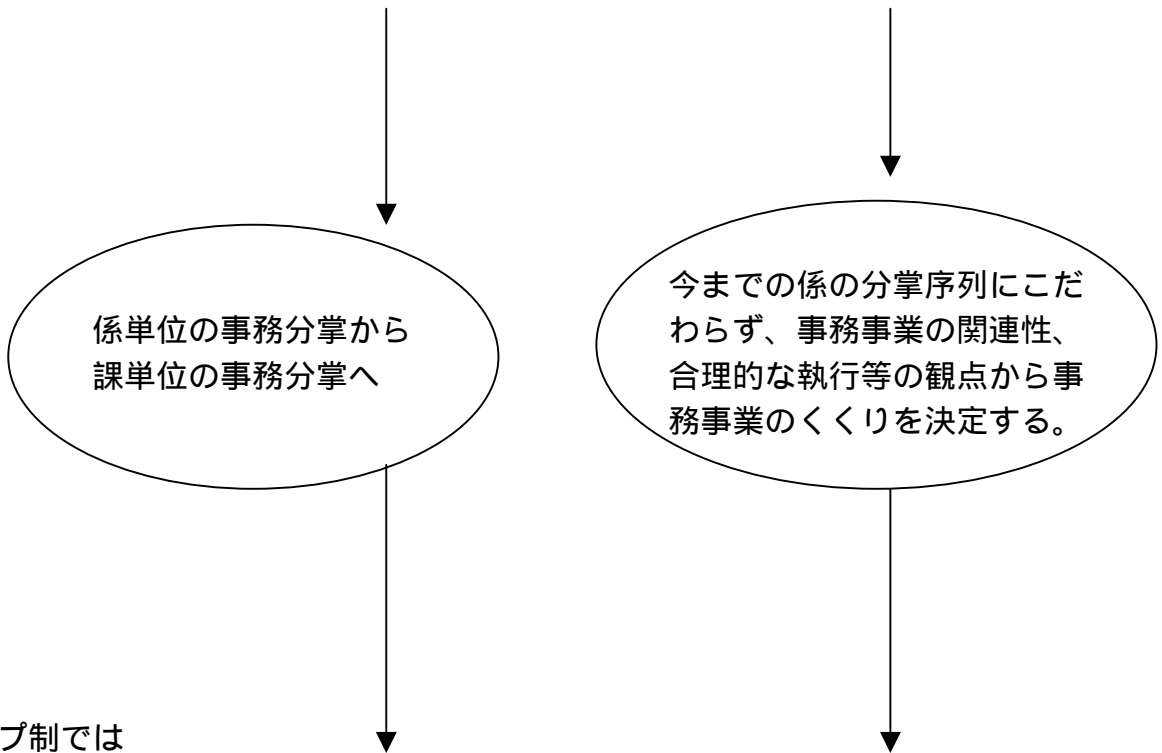
(2) 名刺の印刷例

写 真	
多治見市役所 企画部企画課〇〇グループ グループリーダー	→ グループ名称の記入
〇〇担当	→ 主に担当する事務事業の記入
副主幹 氏 名	
0572(22)1111	
FAX 0572(22)0241	

グループのくくりと事務分掌

係制では

課	係	事務分掌	具体的な事務事業
課	係	1 に関すること。	a 事務事業 b 事務事業 c 事務事業
		2 に関すること。	d 事務事業 e 事務事業
	係	1 に関すること。	f 事務事業
	係	1 に関すること。	g 事務事業

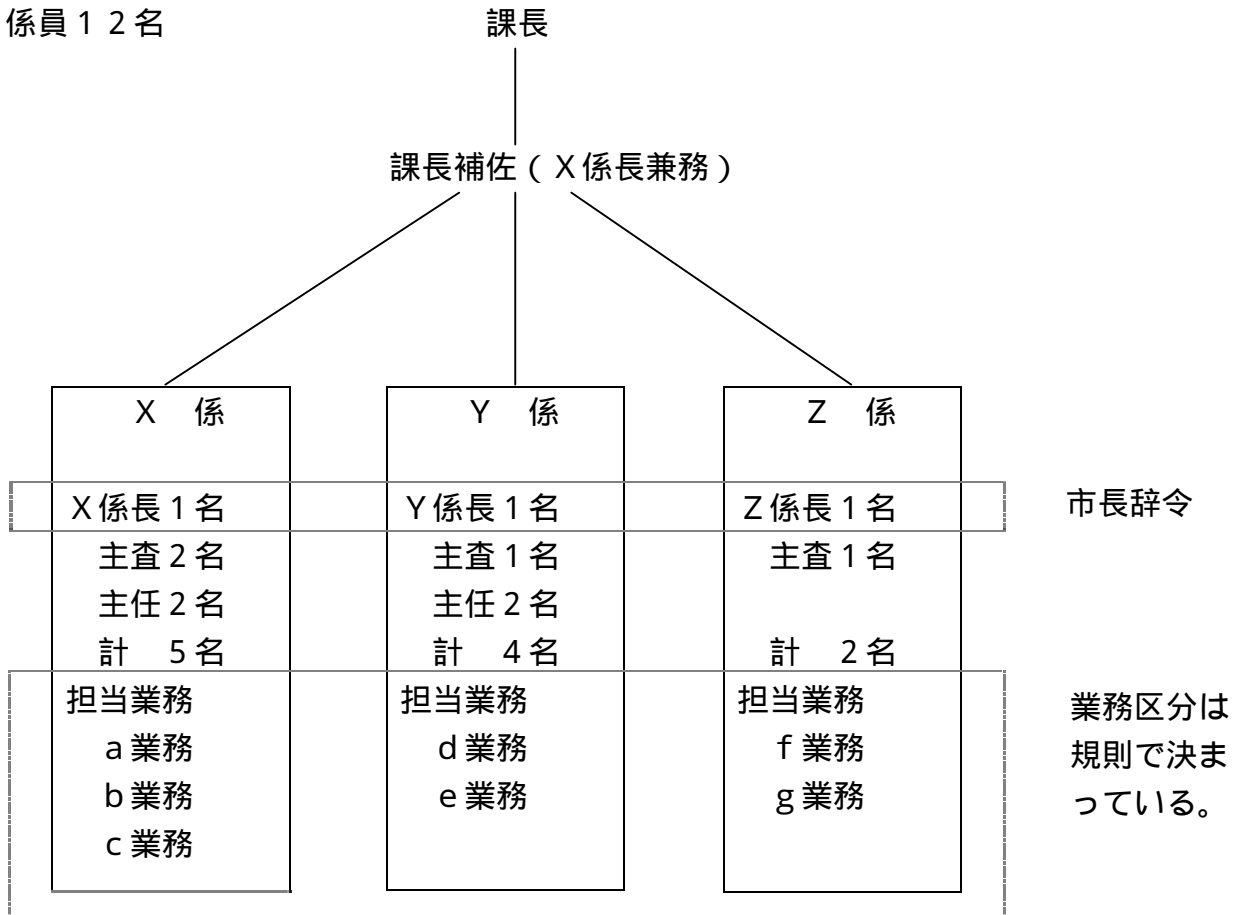


グループ制では

課	事務分掌	グループ	具体的な事務事業
課	1 に関すること。 2 に関すること。 3 に関すること。	Xグループ	a 事務事業 b 事務事業 e 事務事業
		Yグループ	c 事務事業 d 事務事業 f 事務事業 g 事務事業

係制・グループ制比較組織図

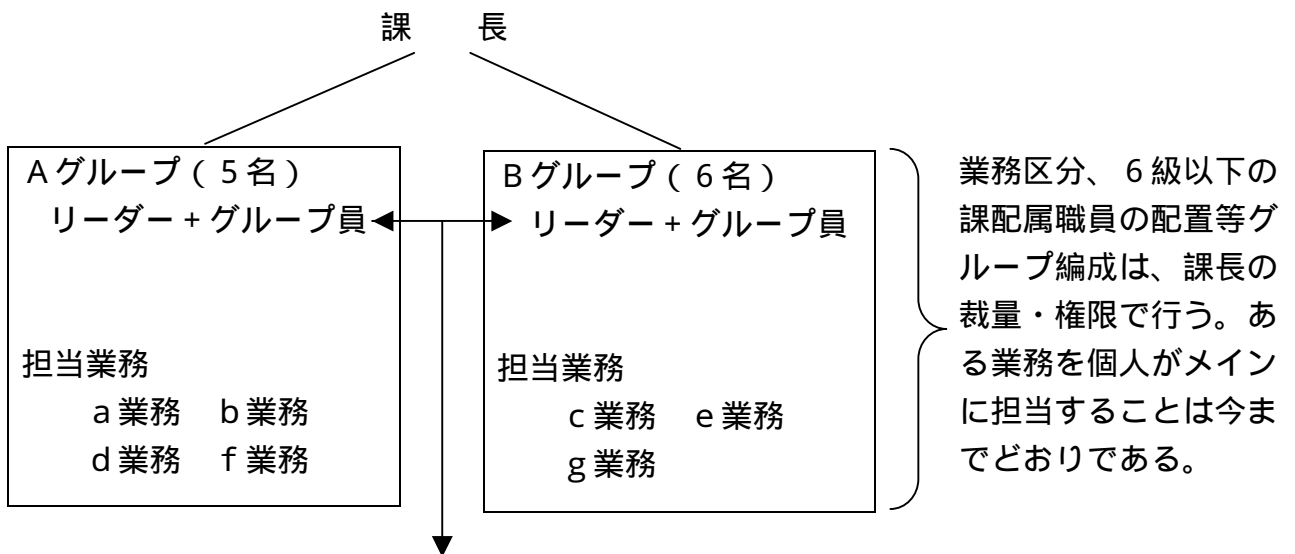
係制では
係員 12名



グループ制では

課員 12名

グループ制では原則 5 名以上のグループ員で構成する。



グループ制では、期間集中的な業務がある場合に課長の裁量・権限で6級以下の職員を異動させることができる。現制度では、課長の裁量・権限で6・5級を異動させることはできない。

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-14		2.担当専門部会	組織機構専門部会					
			3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5.中分類	5	組織機構							
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化							
7.細分類	1	定員管理の適正化							
8.具体的改革項目	1	業務量に応じた適正配分							
9.実施概要	<p>類似団体職員定数の状況、総務省定員モデル、並びに任期付採用職員や任期付短時間勤務職員の採用に関する法律の一部改正による採用条件の拡大等の制度を取り入れ、職員定員適正化計画を策定し、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化を図る。</p> <p>なお、各施設の管理運営方法が、指定管理者制度への移行となった場合には、人員の配置、削減等を含めて、職員定員適正化計画に織り込むこととする。</p> <p>また、定員の見直しに当たっては、ボランティア等の民間活力、事務の委託、退職職員の再任用制度などを、可能な限り活用する。</p> <p>具体的には、業務量に応じた適正配分を図るため、現状の業務量を調査検証し、その結果をもとに平成18年3月までに職員定員適正化計画を策定する。</p> <p>【具体的方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課からの意見聴取 ・計画原案の作成 ・調整 ・定員適正化計画の策定 								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月		
						12.到達年月	H22年03月		
							13.公表時期	実施期間終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、職員定員適正化計画に基づいた、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化の状況より、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円		

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-15		2.担当専門部会	施設専門部会					
			3.担当部署	福祉課					
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5.中分類	8	運営							
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7.細分類	2	民間活用							
8.具体的改革項目	1	剣第二、西川第二保育所の民営化の検討							
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後の課題」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設であり、平成17年10月現在の、剣第一、剣第二、西川第一、西川第二、古月保育所の5園の在籍児童数は、344人である。</p> <p>学校を除く他の施設と同様に、保育所についても指定管理者制度の導入が可能なことから、「直営」「指定管理者制度」「民営化」などの方式を選択する必要があり、今後の少子化を考慮したときに、剣第一、西川第一、古月保育所の3園の認可定数で十分対応できることから、3園を直営し、剣第二、西川第二の2園は廃園という形が望ましいと考えられる。</p> <p>しかし、2園を廃園とした場合、在籍児童、保護者の利便性の低下が考えられることから、2園を民営化して存続させる方向で検討を行うこととする。</p> <p>また、学校施設の学校用務員委託の廃止を検討することとしているため、現在の古月保育所の管理人についても、併せて廃止を検討することとする。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月		
							12.到達年月	H19年03月	
							13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 2保育所の民営化の是非</p> <p>2. 民営化を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 民営化を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		-26,605 千円	
								内 訳	A 支出の削減
						B 収入の増額	-84,105 千円		
						C 支出の増額	800 千円		

保育所 17年10月現在

	既認可 定員数	17年度 児童定 員	17年10 月児童 数	職 員									合計 職員数	合計臨 時等数
				所 長	主 任	保育士	保育士 (臨 時)	保育士 (パ - ト)	調理師	調理員	調理員 (パ - ト)			
剣第一保育所	110	90	81	1	1	4	3	3	1(職員)	1	1	7	8	
剣第二保育所	100	60	65	1	1	3	4	4	1	1	1	5	11	
西川第一保育所	90	60	51	1	1	3	2	3	1(職員)	1	1	6	7	
西川第二保育所	90	60	69	1	1	3	4	4	1	1	1	5	11	
古月保育所	150	90	78	1	1	4	2	4	1(職員)	1	1	7	8	
計	540	360	344	5	5	17	15	18	5	5	5	30	45	

内、受託
17

10月1日 現在 児童数

年 齡	0	1	2	3	4	5	6	計
剣第一保育所	1	6	15	14	18	22	5	81
剣第二保育所	1	8	7	13	15	16	5	65
西川第一保育所	2	4	8	9	15	6	7	51
西川第二保育所	1	8	10	12	16	15	7	69
古月保育所	3	3	13	11	21	17	10	78
計	8	29	53	59	85	76	34	344

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-16		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	学校教育課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	22	統合、廃止及び用途の見直し						
7.細分類	1	施設の統合						
8.具体的改革項目	1	室木小学校と西川小学校の統合についての検討						
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在の小学校6校の内、児童数が100人以下の小規模校は、室木小学校と西川小学校の2校であり、平成17年5月1日現在における、0歳児～就学前の児童による学校別児童数を推計すると、室木小学校では平成20年度に2、3年生が複式学級の対象となり、しばらく続いていくものと考えられる。</p> <p>複式学級としての教育効果や、小規模校としての運営を考慮したときに、統合についての検討が必要な時期にきていると判断される。よって、平成19年度に地域住民・PTA等の構成による検討委員会を設置し、統合の是非などについての検討を行うこととする。</p>							
	<p style="text-align: center;">複式学級の学級編制基準</p> <p style="text-align: center;">2個学年による複式学級 16人以下</p> <p style="text-align: center;">1年生を含む複式学級 8人以下</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月	
						12.到達年月	H20年03月	
						13.公表時期	平成19年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成19年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 統合の是非について</p> <p>2. 統合を是とする場合は、実施時期等について</p> <p>3. 統合を非とする場合は、複式学級での運営方法等について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	27-17		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	学校教育課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	22	統合、廃止及び用途の見直し						
7.細分類	2	施設の存続・統合・廃止						
8.具体的改革項目	1	鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討						
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手分校は現在97名が在籍しており、地区別によると直鞍地区46人で全体の47%、その内、鞍手町からは26人で全体の27%となっている。その他は、中間市、遠賀郡、北九州市から生徒が通学している。</p> <p>職員構成は県教職員15名、町雇用の非常勤講師5名、嘱託養護教諭1名、学校事務補佐職員2名で、鞍手町立であるため、施設全般の維持管理費約30,000千円は町負担となっている。また、現在の授業料収入は約3,600千円である。</p> <p>現在、県による公立高校の再編が行われていることから、今後の鞍手分校をどのように取り扱っていくか、検討を開始する必要がある。</p> <p>よって、PTA等の構成による検討委員会を平成18年度に設置し、施設の存続、統合、廃校などの検討を行い、併せて県教育委員会等の関係機関との調整も行うこととする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
							13.公表時期	平成18年度終了後
14.指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。 検討後の公表内容 1.鞍手分校の今後の取り扱いについて					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

鞍手分校の市町村別通学生徒数の推移

単位：人

	鞍手町	鞍手町を除く直鞍地区	中間・遠賀地区	北九州地区	全体
平成12年	16	30	66	31	143
平成17年	26	20	37	14	97

鞍手分校学年別・学科別町内通学生徒一覧表

2005/5/1現在

	普通科	生活情報科	計
1学年	1	6	7
2学年	3	8	11
3学年	4	4	8
4学年	0	0	0
合計	8	18	26